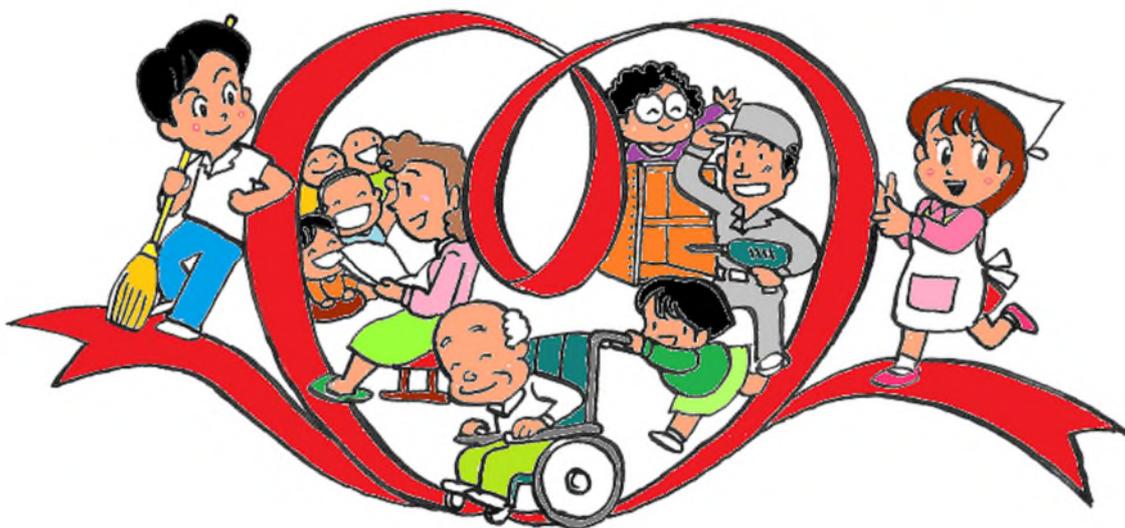


第2期岡崎市 市民協働推進計画 概要版



岡崎市

計画の概要

1 計画策定の趣旨

第1期計画が平成26年度で終了しますが、引き続き市民協働を推進し、市民活動団体等とともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会を実現するため、市民協働推進条例に定める基本施策の推進計画として策定しました。

2 用語の定義

市民協働

市民、市民活動団体、事業者及び市が対等の立場で相互の関係を持ち、地域における公共的活動について、各主体だけでは成し得ない創造的状況が生まれること。

市民活動

不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動または良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動

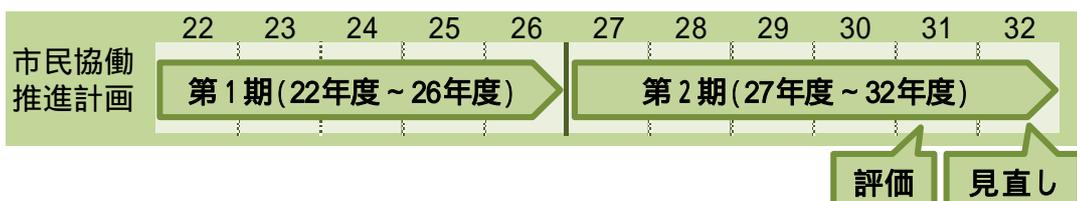
市民活動団体

市民活動を行うことを主な目的とする団体。

- ・ 町内会、学区社会教育委員会、学区福祉委員会などの地域で活動する団体（**地縁型市民活動団体**）
- ・ NPOなどの福祉や環境、教育など特定の目的を共有し、その実現を目指して活動する団体（**テーマ型市民活動団体**）

3 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成32年度の**6年間**とします。



基本理念



1 市民協働の理念

- ✦ 市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。
- ✦ 市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。
- ✦ 市民協働の推進は、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。
- ✦ 市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てます。



2 市民協働の担い手の役割

市民

地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めます。

市民活動団体

自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めます。

事業者

地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めます。

市

市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めます。

本市における現状

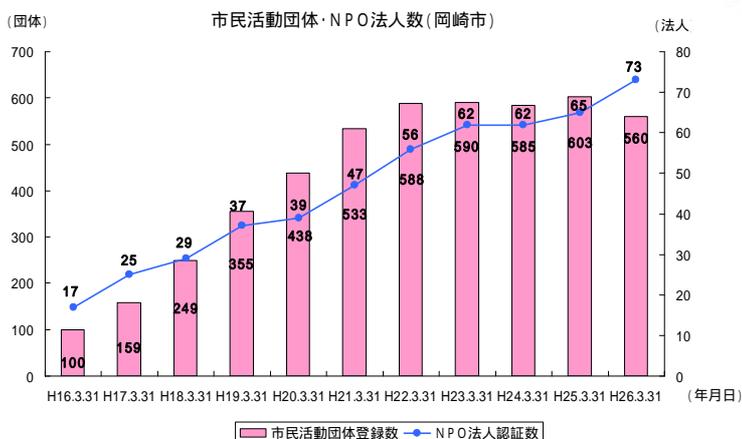
1 市民協働を取り巻く本市の状況

(1) 町内会

町内会は、地域住民が自主的に結成する組織として地域の課題解決に向けた防災、防犯、環境美化、福祉等の活動の中心的な役割を担っています。町内会加入率は9割前後と高い水準にあります。

(2) 市民活動団体

本市が設けている市民活動団体登録制度に平成26年3月31日現在、560団体が登録しています。保健・医療・福祉、子どもの健全育成など様々な分野で活動を行っています。



(3) 大学・事業者

大学・事業者は、地域社会の一員として、防災、災害支援、福祉、環境美化等の各分野で大学や事業者と本市で協定を締結したり、連携して事業を実施したりするなどの取組が行われています。

(4) 市

本市では、福祉、まちづくり、環境保全、子育て支援、地域安全などの様々な分野で市民協働事業を実施しています。

市民協働推進施策の展開

1 施策の方向性

第1期計画

組織や資金、人材育成などに課題を抱え、目的達成に至る道なりに不安を覚える団体が少なくなかったことから、計画期間を市民協働の「育成期」として位置付け、施策を推進しました。



第2期計画

市民協働の「自立期」として位置付け、「市民活動の質的充実」に向けた支援、「市民協働を推進する人材の育成」に向けた施策を実施することにより、市民、市民活動団体、町内会等、事業者及び市が対等な立場で協力し、連携して事業に取り組むことで地域課題を解決し、地域力の向上につなげます。

2 重点プロジェクト

重点的に取り組むことで基本理念の実現のために効果的な事業を「重点プロジェクト」とします。

市民活動の質的充実

【主な事業】

- 市民活動団体の財政確保の側面的支援
- 市民活動団体の公益活動の促進
- 市民活動団体、町内会等の運営力を高めるための相談・コーディネートの実施

市民協働を推進する人材の育成

【主な事業】

- 市民協働の担い手に対する研修等の実施
- 市民活動団体、町内会等の運営力を高めるための相談・コーディネートの実施
- 市民活動団体等との連携の促進
- 市民協働の手法・効果の紹介

3 具体的な施策

基本施策 1 市民協働に関する情報の収集及び提供

目標

市民協働の推進には市民活動の促進が必要不可欠であるため、市民活動への共感、応援、参加を促し、市民活動団体が活動しやすくなることを目指し、情報の収集及び提供を行います。

【主な事業】

多様な広報媒体を利用した市民活動情報の発信
市民公益活動助成金の成果報告会の開催
市民活動拠点施設のイベント等を活用した市民活動団体情報の発信 等

基本施策 2 市民活動の支援及び推進

目標

市民活動団体の財政的、能力的自立性の向上を図るため、市民活動の支援及び促進を図ります。

【主な事業】

市民公益活動に対する助成制度の継続実施及び運用改善
市民活動団体が自立して活動を継続するための側面的支援の検討
個人ボランティア登録制度の推進
登録市民活動団体の公益活動の促進 等

基本施策 3 市民活動団体等の連携の推進及び強化

目標

市民協働の担い手である市民活動団体、町内会等、事業者及び市がお互いに連携し、協働して多様な活動を行うことを促進するため、交流の場づくりや市民協働に関わる人材の育成を行います。

【主な事業】

市民協働の担い手の連携の促進
市民協働を担う人材の育成（市民活動団体のマネジメント強化研修など）
市民協働コーディネーター機能の充実 等

基本施策 4

市民活動拠点の充実

目標

市民活動の場を充実させ、相談体制やネットワークの形成などにつながる地域交流センター等の市民活動拠点施設の機能の充実を目指します。

【主な事業】

地域交流センターの運営

市民活動センターの運営

相談機能の充実

等

基本施策 5

市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援等

目標

市民協働を推進する環境を整備するため、市民協働事業の仕組みづくりなどを行い、市民協働によるまちづくりを効果的に推進できる体制を整えます。

【主な事業】

市民協働事業（行政提案）の継続実施及び運用改善

市民協働事例集の作成

（仮称）市民協働の手引の作成

職員研修の充実

等

基本施策 6

町内会活動の活性化

目標

町内会等の地域コミュニティ組織が防災、福祉などの地域課題の解決に専念できる体制づくりを支援するため、地域活動の支援を行います。

【主な事業】

地域活動の支援

自治事務調査等の研修の実施

地域要望の連絡・調整

等

4 実効性の確保

(1) 推進体制

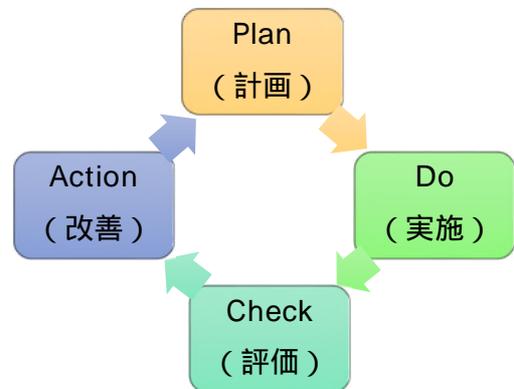
本計画の施策を計画的に推進するため、市民協働推進委員会 に意見を求めます。また、市内の様々な団体や機関が連携し、役割分担することによって本計画を着実に実行します。

市民協働推進委員会…市民協働推進条例に基づき、学識経験者、市民活動団体代表者及び公募市民で構成する機関のことです。市民協働の推進に関する事項についての調査・審議・提言・評価を行っています。

(2) 実効性の確保

本計画は、Plan（計画） Do（実施）
Check（評価） Action（改善）の
PDCA サイクルで推進します。

PDCA サイクルによる計画の推進



<平成27年度から平成30年度まで>

施策の進捗状況のまとめ

市民協働推進委員会に報告

<平成32年度に向けて>

平成31年度に全体の評価

平成32年度に社会環境の変化に
応じた計画の見直し



第2期岡崎市市民協働推進計画（概要版） 平成27年3月発行

発行 岡崎市（市民生活部 市民協働推進課）

〒 444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 TEL 0564-23-6491

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/index.html>

※本計画及び本計画の概要版は、市ホームページの市民協働推進課のページで御覧いただくことができます。